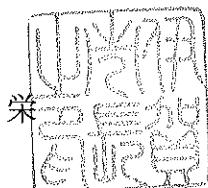


伊総第578号
平成29年8月16日

伊賀市議会議長 空森 栄幸 様

伊賀市長 岡 本



採択請願に係る対応状況、結果等について（報告）

地方自治法第125条及び伊賀市議会基本条例第10条の3の規定により請求があつたみだしのことについて、下記のとおり報告します。

記

請願第37号 「島ヶ原ふれあいの里」施設内「健康づくり棟まめの館」の継続を求める
ことについて

【対応状況、結果等】

現在、健康づくり棟まめの館は、第三者による再開が望めないため、普通財産として、島ヶ原ふれあいの里の指定管理者であるしまがはら郷づくり公社へ、公社が自主事業として取り組む施設として貸し付けており、公社と業務連絡会等の場において、有効活用について協議を行っています。

しかし、公社の平成28年度決算において赤字決算を計上することとなり、これを黒字に転換すべく傾注しているところで、「まめの館」の有効活用に対応するまでには至っていない状況ですが、公社の自主事業に、市が直接費用を負担することはできないと考えます。

入湯税については、地方税法第701条で「鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）を要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入浴に対し、入浴客に入湯税を課するものとする。」となっており、当市においても、入湯税は同条に規定された事業に広く充當していますが、特定の特別徴収事業者の施設運営費として充當し続けることは、他の特別徴収事業者の理解を得られないと考えます。

以上により、従前のサービスを提供することは困難ですが、施設を現状のまま放置することは温泉施設全体への悪影響も考えられますので、「まめの館」のスポーツジムとしての機能を変えることも視野に入れながら活用する必要性は認識しているところです。